

## 6 千葉市新基本計画審議会答申

【平成23年当時の千葉市新基本計画審議会における答申です。】

(かがみ文)

平成23年2月14日

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市新基本計画審議会  
会長 辻 琢也

千葉市新基本計画（原案）について（答申）

平成22年8月25日に諮問されました、千葉市新基本計画（原案）について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

(答申本文)

今、我が国は、人口減少や少子超高齢化の進展など、社会構造の大きな転換期に直面しております。

千葉市では、社会経済情勢などの急速な変化に対応するため、将来を見据えた新たな市政運営の方向性を示す「千葉市新基本計画」の策定に向けた取組みを進めております。

このような中、当審議会が、まちづくりの基本方針や分野別の施策の方向性を示した「市基本計画」及び区の将来像や施策の方向性を示した「区基本計画」で構成される「千葉市新基本計画（原案）」について、市長より諮問を受け、この計画原案の審議を託されましたことは、大変意義深く、その責務を深く認識するところであります。

市においては、計画原案の策定にあたり、議会をはじめ、市民、団体、企業、大学などと行政が、ともに共有できる計画づくりに努められ、タウンミーティング、シンポジウム、有識者・企業・団体インタビューなどにより、広く意見を求められたほか、無作為抽出と公募の市民による市民ワークショップにおいて、計画策定への提言をまとめられたことや、区民などによる区民検討会において、区基本計画素案を作成されたこれまでの取組みは、当審議会としても大変評価する点であります。

当審議会は、短期間に深度ある計画原案の審議を進めるため、市基本計画のうち、計画の前提や、計画の枠組み、まちづくりの基本方針について審議する「総論部会」、分野別計画の自然・環境・都市基盤・経済などの分野について審議する「第1部会」、保健福祉・子育て・教育などの分野について審議する「第2部会」、また、区基本計画について審議する「区計画部会」の4部会を設置して、全体審議と各部会審議を合わせ、延べ12回にわたる会議を開催し、計画原案に反映された多方面からの意見・提言の趣旨を尊重しながら、専門的見地や市民視点による議論を重ねて参りました。

計画原案に盛り込まれた、まちづくりの基本方針や施策展開に対する慎重かつ精力的な審議の結果、千葉市基本構想に定める市民の視点からみた6つの「望ましい都市の姿」に対応した、「豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ」など5つの「まちづくりの方向性」と、それぞれの方向性の推進を支える「まちづくりを支える力」、また、これらの取組みにより高めていく「未来をつくる人材が育つまち」など3つの「実現すべきまちの個性」、さらに、集約型都市構造への転換を基本とした都市機能の集約化への長期的な展望や、厳しい財政状況を踏まえた事業の選択と集中といった、市が目指すまちづくりの大きな方向性は、その妥当性を認めるものであります。

しかしながら、具体的な記述については、全体を通しての記述のわかりやすさ・具体性の向上をはじめ、大都市における住民自治・コミュニティのあり方、集約型都市構造のあり方、行政の役割や市民・団体などの多様な主体との関係性の整理、地域経済の活性化に関する取組み、財政状況を踏まえた施策の展開などについて、多数・多様な意見が出されたところであり、答申は、できる限り審議会の意見としてとりまとめたものであります。

なお、当審議会における議論で必ずしも意見集約に至らなかった意見についても、その他の意見として記載しておりますことを申し添えます。

市におかれましては、以下の意見・要望について十分検討・精査され、原案の修正にあたり反映されるよう要望いたします。

#### 市基本計画（原案）の「総論（第1章～第3章）」

- 1 第1章から第3章のストーリー性について、以下の観点から、より明確に伝わるように工夫されたい。
  - (1) 計画の大きな前提である、超高齢社会や人口減少社会への対応方針を明確に記述すること。
  - (2) 千葉市の個性や存在感を打ち出す、印象的で市民が共有できる「まちづくりのコンセプト」を設定し、未来に明るい展望を持てる記述とすること。
  - (3) 第3章「2 まちづくりの方向性」及び「3 実現すべきまちの個性」など、抽象度の高い部分について、千葉市ならではの地域資源などの例示を入れ、記述の具体性を高めること。
  - (4) 市民ワークショップや市民1万人アンケート、庁内ワーキンググループなど、これまでの取組みから得られた課題や方向性を活かし、記述を充実すること。
  - (5) 課題認識に関する記述の整理や各項目の関係性の明確化など、各章の論理的なつながりを高めること。
  - (6) 平易かつ適切な文章やデータを用い、市民にとってわかりやすい記述とすること。

[その他の意見]

(1) 財政状況に関する基本認識について

- ア 収支を十分考慮した計画とする観点から、財政状況と基本計画との関連性をより明確に記述すること。
- イ 都市基盤整備の意義についても記述すること。
- ウ 市民主体のまちづくりにおいては、財政状況はあくまでも「認識しておくべき項目」ととどめること。

(2) 効果的・効率的な行政運営について

- ア 市民主体のまちづくりの観点から、行政改革と財政健全化に関する記述を整理すること。
- イ 課題への対応の考え方を記述すること。

(3) 最重要課題である市民参加・協働について、市民に理解していただけるよう、より明確に記述すること。

2 目指すべき都市の構造について、以下の観点から、方向性がより明確に伝わるように工夫されたい。

(1) 集約型都市構造について、基本的なコンセプトや計画期間中の取組みの考え方を明確に記述すること。

(2) 市民の生活実態や将来への不安などを踏まえ、生活機能拠点や郊外部などのまちづくりに関する問題提起や方向性について、記述の具体性を高めること。

(3) 幕張新都心における海辺の親水性の向上や、各都心の連携の強化など、千葉都心・幕張新都心・蘇我副都心の3都心に関する記述を充実すること。

(4) 長期的な観点から、ビジョンとして既存のインフラの発展可能性を重視した記述とすること。

(5) 首都圏における、また県都としての広域的な役割に関する記述を充実すること。

3 行政のあり方と多様な主体との関係について、以下の観点から、内容を整理するとともに、記述の充実について工夫されたい。

(1) 市民から納得が得られ、かつ概念的にも整理された関係となるよう整理すること。

(2) 地方分権を背景とした都市間競争など、各主体の参画・連携の背景や必要性について記述すること。

(3) コーディネイト機能の強化について、役割分担の中でより明確に記述すること。

- (4) 市民を中心とした多様な主体の経験の蓄積に伴う能力の向上を含め、役割の明確化と記述の具体性を高めること。
- (5) 行政の主体性や戦略性に関する記述を充実すること。
- (6) 多様な主体との連携の前提となる、情報公開や情報提供に関して記述すること。

[その他の意見]

- (1) まちづくりを支える力を具体化する「市民に期待される行動」や「参加と協働の母体」を示すことが重要であり、分野別計画での記述を検討すること。
- (2) 国や県との調整など、市の段階で解決できない課題への対応について記述すること。

4 以下の取組みについて、全体のストーリー性や分野別計画との関係を踏まえながら、記述の充実について工夫されたい。

- (1) 超高齢社会においてさらに重要となる、保健・医療・福祉に関する取組みや、障害のある人のアクセス権、心のバリアフリーに関する取組み。
- (2) 市民生活の土台であり、計画の推進にあたり重要な、雇用の確保や、産業の振興など地域経済の活性化に関する取組み。
- (3) 生涯学習の支援や、超高齢社会に対応した情報の提供・共有に関する取組み。

市基本計画（原案）の「分野別計画（第4章）」

1 各方向性に共通する内容について

- (1) 主体間の関係性や地域コミュニティの強化、学生と地域との連携など、まちづくりに携わる各主体が果たすべき役割について、わかりやすい構成・表現により、記述を充実すること。
- (2) 「まちづくりを支える力」の内容について、まちづくりの主役は市民であり、行政は、仕組みや場所を提供するとともにコーディネートを行う役割であるという前提に立ち、こどもや高齢者を含む市民の力の育成・活用という観点から実態を踏まえ、より明確に記述すること。
- (3) 「現状と課題」について、現状とその原因、そしてあるべき姿と課題という流れで内容を整理するとともに、「施策の展開」との整合を図ること。
- (4) 「施策の展開」について、「現状と課題」との整合を図るとともに、例示を挙げるなど、より具体的に記述すること。

- (5) 先進的な取組みやモデル的な取組みを含め、可能な範囲において、記述の具体性を高めること。
  - (6) 複数の政策分野に関連する内容について、相互のつながりがわかるように工夫すること。
  - (7) 記述内容を精査し、適切な文章表現により、内容の向上を図ること。
- 2 方向性1「豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ」について
- (1) 方向性1のうち、自然資源の利活用について、市民の日常生活における関わり方がイメージできるような記述とすること。
  - (2) 方向性1のうち、自然環境に関する部分について、財政状況を考慮し「少ない経費で実現可能な取組みを推進する」という観点で記述を充実すること。
  - (3) 1-1「豊かな自然を守り、はぐくむ」について
    - ア 地域の農地を緑としてとらえる記述を追加すること。
    - イ 市街化調整区域の適正な運用に関する記述を追加すること。
    - ウ 農地・里山・山林の確保と、市街地の緑の回復の両面を意識した記述を充実すること。
    - エ 1-1-1「緑と水辺の保全と活用」について
      - (ア) 農業の多面的機能の数値化や許認可の緩和、担い手の不足など、農業の維持に関する記述を追加すること。
      - (イ) 谷津田や里山の保全の担い手に関する記述を追加すること。
      - (ウ) 花見川を含めた河川の活用に関する記述を追加すること。
    - オ 1-1-2「にぎわいのある海辺の創出」について
      - (ア) 人工海浜の、資源としての性質（自然資源・観光資源）を明確化すること。
      - (イ) 幕張新都心のウォーターフロントやいなげの浜、検見川の浜など、市民や市外からの来訪者が親しめる海岸線の活用に関する記述を充実すること。
      - (ウ) イベントの開催など、ソフト面の取組みに関する記述を充実すること。
  - (4) 1-2「緑と花のあふれる都市空間を創る」の「施策の展開」について、公園緑地の維持管理に関する「施策」を別立てで記述すること。
  - (5) 1-3「環境問題への対応を総合的に進める」について
    - ア 1-4「環境に配慮した低炭素・循環型社会を創る」との統合を含め、内容を整理すること。
    - イ 1-3-2「環境保全・創造活動の促進」について
      - (ア) 産業廃棄物などの不法投棄の防止や対応に関する記述を追加すること。
      - (イ) まちなかの景観を捉えた環境保全に関する記述を追加すること。
  - (6) 1-4「環境に配慮した低炭素・循環型社会を創る」について
    - ア グラフ「温室効果ガスの総排出量」の削除を含めて、内容を再考すること。

イ 街区レベル・地区レベルにおける再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用に関する記述を追加すること。

ウ 1-4-1 「低炭素社会の実現に向けた取組みの推進」について

(ア) 公用車の低公害車への買い替えなど、自動車交通に起因する温室効果ガスの削減に関する記述を充実すること。

(イ) 公共交通への転換も含めた自動車交通の整流化や、排気ガスが滞留する地区における空地の確保・高層建築物の規制などに関する記述を追加すること。

(ウ) 低炭素社会の構築に向け、地域冷暖房の活用など、考えられる全ての取組みについて考慮することなどの記述を追加すること。

3 方向性2 「支えあいが安らぎを生む、あたたかなまちへ」について

(1) 方向性2全般について、わかりやすく、人にやさしい保健・福祉・医療という観点から記述を充実すること。

(2) 方向性2の「基本方針」について、総合的に地域福祉活動を充実させる枠組みや人材育成・確保などの観点から、記述を充実すること。

(3) こどもを産むことへの支援について、2-1の施策との関係を整理し、2-1または2-2のいずれかに記述を追加すること。

(4) 2-1 「健康で活力に満ちた社会を創る」について

ア 「現状と課題」について、歯科的な健康に関する記述を充実すること。

イ 医薬品の適正使用に関する記述を追加すること。

ウ 労働環境面からの健康づくり、保健医療サービスに関する記述を追加すること。

エ 保健医療体制の確立に向けた医師・看護師を含む人材確保に関する記述を充実すること。

オ 安心して出産できる体制の整備に関する記述を充実すること。

カ 2-1-2 「医療体制の充実」について

(ア) 救急医療の充実に関する記述を追加すること。

(イ) かかりつけ歯科医の推進に関する記述を追加すること。

キ 2-1-3 「食の安全と環境衛生の推進」について

(ア) 「千産千消」(地産地消)の推進など、食の安全の確保に関する記述を充実すること。

(イ) 事業者による自主管理体制の構築に向けた情報提供や経済的支援に関する記述を充実すること。

(5) 2-2 「こどもを産み、育てやすい環境を創る」について

ア 子育てについて、千葉市の理念に関する記述を追加すること。

イ 「現状と課題」について

(ア) こどもが地域社会の中で育つことの重要性に関する記述を充実すること。

(イ) 労働環境やワーク・ライフ・バランスの観点からの「仕事と家庭生活の両立支援」に関する記述を充実すること。

- ウ ワクチンギャップの解消に向けた、子育て世代への支援の充実に関する記述を追加すること。
  - エ 「家庭の教育力の低下」に関する記述について、家庭だけの責任と受け取られることのないように地域との関係などから表現を工夫し、また、教育関係者による支援の視点から記述を充実すること。
  - オ 福祉と教育の関連性を踏まえた、公民館・図書館・美術館・科学館など教育関連施設の活用に関する記述を追加すること。
  - カ 2-2-1 「子育て支援の充実」について
    - (ア) タイトルについて、施策の内容を踏まえた、より適切な表現へ変更すること。
    - (イ) 幼保一元化などを見据えた先進的な取組みに関する記述を追加すること。
    - (ウ) 待機児童の解消に関する記述を追加すること。
    - (エ) 病児保育の充実に関する記述を追加すること。
    - (オ) 生涯学習センターの活用など、学習支援の観点からの子育て不安の解消に関する記述を追加すること。
    - (カ) 人材の確保に関する記述を追加すること。
  - キ 2-2-2 「こどもの健全育成の推進」について
    - (ア) 「地域におけるこどもの居場所」について、18歳未満のこどもが対象であることが明確となるような記述を追加すること。
    - (イ) 障害や病気のあるこどもや、社会的養護が必要なこども、親が病気のこどもなども対象に含まれることが明確となるような記述を追加すること。
    - (ウ) 虐待児童の一次居住場所の確保や、早期発見・保護、継続的な支援に関する記述を充実すること。
- (6) 2-3 「ともに支えあう地域福祉社会を創る」について
- ア 行政など公的機関の専門性や、地域住民・NPO・ボランティアなど地域の担い手との関係に関する記述を充実すること。
  - イ 地域の活動を結び付ける主体の育成や支援など、行政の役割に関する記述を充実すること。
  - ウ 「地域で支援が必要な人への対策」、「地域住民の福祉の担い手としての育成」及び「行政などと地域住民との連携」という三つの視点から内容を整理すること。
  - エ 地域福祉計画など、個別部門計画との連携に関する記述を追加すること。
  - オ 一次居住場所の確保や就労支援など、DV・ストーカーなどの被害者保護に関する記述を追加すること。
- (7) 2-4 「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」について
- ア 元気な高齢者の活用など、明るく積極的な表現による記述を充実すること。
  - イ 「現状と課題」について
    - (ア) 一人暮らしの高齢者などの生活実態の把握に関する記述を充実すること。
    - (イ) 福祉人材の確保・定着に関する記述を充実すること。
- (8) 2-5 「障害のある人が自立して暮らせる共生社会を創る」について
- ア 「心のバリアフリー」に関する、具体的な取組みを踏まえた記述を充実すること。

- イ 2-5-3 「就労支援と社会参加の促進」について、福祉と教育の連携による取組みに関する記述を追加すること。
- ウ 様々な活動において、障害のある人と障害のない人との交流を図る観点からの記述を充実すること。

#### 4 方向性3 「豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ」について

- (1) 「基本方針」について、女性の社会参画の経緯や現状を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する記述を充実すること。
- (2) 3-1 「未来を担う人材を育成する」について
  - ア 若手教員の育成や、精神面を含む教員への支援に関する記述を追加すること。
  - イ 学校保健事業の取組みに関する記述を追加すること。
  - ウ こどもと、高齢者や障害のある人、地域住民との交流に関する記述を追加すること。
  - エ こどもの参画の推進に関する記述を、より適切な表現へ変更すること。
  - オ 就学前児童の育成に関する記述を追加すること。
  - カ 3-1-1 「学校教育の振興」について
    - (ア) 地域の人を知ることに関する記述を追加すること。
    - (イ) いじめや不登校に関する記述を追加すること。
    - (ウ) インクルーシブ教育の視点を踏まえた記述を充実すること。
    - (エ) 千葉県らしい取組みに関する記述を追加すること。
    - (オ) 地域の教育力の向上に向けた、多様な世代の学校運営などへの参画や交流による「開かれた学校づくり」に関する記述を充実すること。
    - (カ) 「地域による教育の振興」などの視点から、「施策」を別立てすることを含め、内容を整理すること。
  - キ 3-1-2 「こどもの参画の推進」について、「こども参画条例」の意義などに関する記述を充実すること。
- (3) 3-2 「生涯を通じた学びとスポーツ活動を支える」について
  - ア 「生涯学習」及び「スポーツ・レクリエーション活動」を2つの「施策の柱」へ分割、または生涯学習に関する記述を充実すること。
  - イ 「現状と課題」について
    - (ア) 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の阻害要因に関する記述を、時間的・経済的な制約を踏まえた、より適切な表現へ変更すること。
    - (イ) スポーツ・レクリエーションの活動基盤の整備・運営状況と今後の課題に関する記述を、実態を踏まえた、より適切な表現へ変更すること。
    - (ウ) 地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに関する記述を充実すること。
    - (エ) スポーツ・レクリエーション活動の指導者養成に関する記述を追加すること。
  - ウ 3-2-1 「生涯学習の推進」について、「生涯学習の成果が地域社会で生きる仕組みづくり」における、行政の役割に関する記述を追加すること。
  - エ 3-2-2 「スポーツ・レクリエーション活動の推進」について
    - (ア) アマチュアスポーツの振興に関する記述を追加すること。



(イ) プロスポーツチームと行政との連携に関する記述を充実すること。

(4) 3-3 「文化を守り、はぐくむ」について

ア 「現状と課題」について、「千葉らしさ」における伝統にとらわれず新しいものを創り出す視点に基づく記述を充実すること。

イ 3-3-1 「文化・芸術の振興」について

(ア) 活動家の支援など、人材育成に関する記述を追加すること。

(イ) 複数の施設やイベントの連携などによる、「千葉らしさ」を強調する取組みに関する記述を追加すること。

(ウ) 市美術館の情報の発信に関する記述を追加すること。

(5) 3-5 「市民の力をまちづくりの力へ」について

ア 基本構想の「望ましい都市の姿」との対応から、3-5の内容を「方向性6」として「まちづくりの方向性」に位置づけることに関して検討すること。

イ 高校生や大学生など、青少年の力の活用に関する記述を追加すること。

ウ 行政の果たすべき役割がより明確となるような記述を追加すること。

エ 「協働の拠点」について

(ア) 区役所よりも身近な、生活に密着したより親しみやすい小さな拠点に関する記述を追加すること。

(イ) 協働に関するコーディネート・調整拠点としての区役所の役割や、情報提供、活動の支援に関する記述を充実すること。

オ 3-5-1 「市民参加・協働の推進」について

(ア) 市民の参加・協働のきっかけとなる、多様な交流の取組みに関する記述を充実すること。

(イ) 活動への関心が低い市民にも情報が届くような取組みに関する記述を充実すること。

(ウ) 活動主体の交流の場の提供など、ネットワーク化の支援に関する記述を充実すること。

(エ) 地域における協働を支える組織に関する記述を追加すること。

(オ) こどもの参画との連携に関する記述を追加すること。

5 方向性4 「ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実したまちへ」について

(1) 方向性4全般について、安全・安心や生活の視点から、地域コミュニティの連携強化に関する記述を追加すること。

(2) 方向性4の名称について、基本方針の内容に即して、より適切な表現を検討すること。

(3) 4-1 「市民の安全・安心を守る」について

ア 「現状と課題」について、記載事項の序列の整理や、地震・風水害の原因及び想定される被害に関する記述を充実すること。

イ 高齢者の孤独死への対応に関する記述を追加すること。

ウ 防災・防犯における大学生の活力導入に関する記述を追加すること。

エ こどもたちへの交通安全教育や防災教育に関する記述を追加すること。

- オ 首都直下型地震を想定した帰宅困難者訓練など、帰宅困難者への対応に関する記述を追加すること。
- カ 4-1-1「防災体制の充実」及び4-1-2「防災対策の推進」の記載順を再考すること。
- キ 4-1-2「防災対策の推進」について、浸水対策や地震対策に関する記述を充実すること。
- ク 4-1-4「交通安全の推進」について、歩道整備や自転車走行環境の整備に関する記述を充実すること。
- ケ 4-1-5「防犯対策の推進」について、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置支援に関する記述を充実すること。

(4) 4-2「快適な暮らしの基盤をつくる」について

- ア 「現状と課題」について
  - (ア)集約型都市構造への転換と大規模団地の再生との関係に関する記述を追加すること。
  - (イ)住宅・住環境について、都市政策と福祉政策の一体的な推進に関する記述を充実すること。
  - (ウ)所期の役割を終えた公共施設などについて、廃止を含めた検討を行う旨の記述を追加すること。
- イ 4-2-1「市街地の整備」及び4-2-2「計画的な土地利用の推進」について、市民主体の計画的なまちづくりの取組み方などに関する記述を充実すること。
- ウ 4-2-4「住宅・住環境の充実」について、低炭素型都市づくりに向けた様々な再生可能エネルギーの導入支援、若しくは検討に関する記述を追加すること。

(5) 4-3「ひと・モノ・情報がつながる基盤をつくる」について

- ア 「現状と課題」について、地域交通に関する地域・事業者・行政の連携に関する記述を充実すること。
- イ 様々な交通手段を包含した総合的なネットワークに関する記述を充実すること。
- ウ 4-3-2「道路ネットワークの形成」について、近隣市や国・県との連携など、交通の整流化に関する記述を充実すること。
- エ 4-3-4「ICTを活かした利便性の向上」について
  - (ア)「情報ネットワーク社会の推進」など、ICTの革新性や意義をより広く、積極的に捉えたタイトルに変更すること。
  - (イ)福祉・介護分野におけるICTの活用に関する記述を追加すること。
  - (ウ)利便性の向上における市民や関連民間企業・団体との連携に関する記述を追加すること。

6 方向性5「ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」について

(1) 5-1「都市の魅力を高める」について

- ア 5-1-1「3都心などの魅力向上」について
  - (ア)観光港としての機能充実など、中央港地区における海を活かしたまち

づくりに関する記述を充実すること。

(イ) ICT企業・ベンチャー企業の集積や、イベント・企業・観光の連携の強化、交通利便性の向上など、幕張新都心の魅力向上に関する記述を充実すること。

(ウ) 都心間の役割分担や都心・生活機能拠点・住宅地・田園部分を含めた連携に関する記述を充実すること。

(エ) 「目指すべき都市の構造」の内容との整合性を踏まえ、記述を充実すること。

イ 5-1-2 「都市の国際性の向上」について

(ア) 3-4-1 「国際化の推進」と連動した、市内に住む外国人の関わり方を含む記述を充実すること。

(イ) 幕張新都心のコンベンション機能の活用や成田国際空港とのアクセスなどに関する記述を追加すること。

ウ 5-1-3 「都市イメージの向上」について、花のあふれるまちづくりに関する記述を追加すること。

エ 5-1-4 「観光の振興」について

(ア) 観光に関する個別部門計画の見直しに関する記述を追加すること。

(イ) 交流人口の増加に伴う地域経済の活性化に関する記述を追加すること。

(ウ) 近年急増している東アジアをはじめとする海外からの観光客の受入体制の充実に関する記述を追加すること。

(2) 5-2 「地域経済を活性化する」について

ア 「現状と課題」について、商店街の売り上げ減少などの原因に関する記述を追加すること。

イ 企業誘致に関する記述を充実すること。

ウ 観光振興による地域経済の活性化に関する記述を追加すること。

エ 市民の活力と未来を託せる産業・新事業の創出に関する記述を充実すること。

オ 産業の振興・新事業の創出について、市民参加・協働の推進に関する記述を追加すること。

カ 5-2-1 「産業の振興」について、貿易振興の関係機関との連携に関する記述を追加すること。

キ 5-2-2 「新事業の創出」について

(ア) 産業立地に関して、具体的かつ実効性のある記述を充実すること。

(イ) 従来型産業の海外移転を踏まえた、新産業への転換に対する強い意思表示となるような記述を追加すること。

(ウ) 産学官連携などにおける主体として、大学を明記すること。

ク 5-2-3 「商業・サービス産業の振興」に関する記述を具体化・充実すること。

ケ 5-2-5 「勤労者の支援と雇用の創出」について

(ア) 市の財政に大きくかかわる雇用の確保について、記述を充実すること。

(イ) 積極的な就労支援に関する記述を追加すること。

(3) 5-3 「都市農林業を振興する」について

ア トップレベルの農業県の中で重要な位置を占め、都市資源と農業資源の

- バランスが取れている千葉市の特性を踏まえた施策を追加すること。
- イ 市民の活力を活かした多様な農業の実現に関する記述を追加すること。
- ウ 耕作放棄地への対応や、「千産千消」（地産地消）の推進、農業経営体の法人化の支援や市民農園・観光農園の普及のための規制緩和など、取組みの実現可能性を高めるような記述を追加すること。
- エ 農商工連携に関する記述を追加すること。

## 区基本計画（原案）

### 1 区基本計画全体について

- (1) 市基本計画と区基本計画の関係や位置付けなどについて、区基本計画の冒頭にわかりやすく記述すること。
- (2) 各区の特徴が、市全体の中での役割分担として位置付けられるよう、記述を充実すること。
- (3) 市民主体のまちづくりについて、市民の力をいかにまちづくりに活かしていくか、各区の取組み姿勢が明確となるよう、記述を充実すること。
- (4) 計画の内容がいつ達成されるかなど、可能な範囲において、記述を追加すること。
- (5) 「区の概況」及び「現状と課題」について、可能な範囲において、直近データの活用などによるわかりやすさの工夫など、記述を充実すること。
- (6) 「施策の展開」について、施策にどう取り組んでいくかなど、可能な範囲において、記述の具体性を高めること。
- (7) 「施策の展開」などにおいて、下記の記述を追加すること。
  - ア ごみ減量の取組みの推進に関すること。
  - イ 学校でのいじめへの取組みに関すること。
  - ウ 施設介護サービスに関すること。
  - エ 地域の福祉の担い手として、社会福祉協議会の役割に関すること。
  - オ 地域との関わりの少ない市民に対する地域コミュニティへの参加機会の提供に関すること。
  - カ 大学・高校などと連携した、若者を中心とする防犯・防災のボランティアグループ創設に関すること。

### 2 中央区基本計画について

- (1) 「現状と課題」について
  - ア 「1 魅力ある資源」について、中心市街地活性化に関する記述において、現状と課題の因果関係を明確化すること。

- イ 「2 少子超高齢化」について、都心回帰などに伴って、今後も人口増加が予想される一部地域における公共施設の適正配置などの課題に関する具体的記述を追加すること。
- ウ 「4 暮らしの環境・コミュニティ」について、防犯以外の観点からの記述を追加すること。
- エ 「5 観光・文化・スポーツ」について、民間施設の有効利用に関する記述を追加すること。

(2) 「施策の展開」について

- ア 3 「千葉の顔としての魅力ある中央区をつくる」及び4 「活力と賑わいに満ちた中央区をつくる」について、県・市を代表する区としての視点から、記述を充実すること。
- イ 3- (3) 「スポーツによる魅力づくり」について、イベント誘致など、蘇我球場（フクダ電子アリーナ）の多様な活用方策に関する記述を追加すること。
- ウ 4- (3) 「海辺を活かした賑わいの場づくり」について、ウォーターフロントの有効活用に関する具体的方策を追加すること。

3 花見川区基本計画について

(1) 「現状と課題」について

- ア 3 「自然環境・文化～魅力ある地域資源の活用」について、スポーツに関する記述を追加すること。
- イ 7 「産業～地域のにぎわいづくり」について、遊休農地の新たな活用方法に関する例示（クライン・ガルテン）を再考すること。

(2) 「施策の展開」について

- ア 1- (1) 「恵まれた自然環境の整備・保全」について、生物多様性や水辺の緑・魅力の視点から、花見川の整備・保全に関する記述を充実すること。
- イ 2- (2) 「高齢者の心豊かな暮らしづくり」について、高齢者に必要な商業機能の大規模団地における確保など、具体的方策を追加すること。
- ウ 3- (3) 「暮らしに密着した公共交通網の充実」について、需要の少ない地域交通にかかる区の実行姿勢が明確となるよう、記述を追加すること。
- エ 4 「心と心のつながりで花ひらくまち」について
  - (ア) 社会教育施設などの活用に関する記述を追加すること。
  - (イ) スポーツ・レクリエーション活動を通じたコミュニティづくりに関する記述を追加すること。

4 稲毛区基本計画について

「施策の展開」5 「伝統・文化などの地域資源を大事にし 人・地域・学校が活発に交流する とともに輝くまちづくり＜文化・教育＞」について、スポーツに関する記述を追加すること。

## 5 若葉区基本計画について

### (1) 「施策の展開」について

#### ア 1 - (1) 「多様な主体の連携強化」について

(ア) 「まちづくりに対する意識の向上」について、公共活動に取り組みやすい環境づくりに関する具体的例示を追加すること。

(イ) 「多様な世代の参画」について、区の実践に関する具体的例示を追加すること。

#### イ 2 - (3) 「健康に暮らせる環境づくり」について、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりに関する記述を追加すること。

#### ウ 3 - (3) 「地域経済の活性化」について、大学との連携などに関する具体的例示を追加すること。

#### エ 4 「愛着と誇りを持てるまちづくり」について

(ア) 豊かな自然環境などの維持に関する具体的方策を追加すること。

(イ) (2) 「地域資源の魅力向上と活用」について、動物公園などの観光資源の情報発信に関する具体的方策を追加すること。

(ウ) (3) 「農業・農村を地域資源として活用」について、地域と農作物生産者との交流の活性化などに関する具体的方策を追加すること。

## 6 緑区基本計画について

### (1) 「現状と課題」 1 「地域コミュニティの充実・再生」について、スポーツ・レクリエーション活動を通じたコミュニティづくりに関する記述を追加すること。

### (2) 「施策の展開」について

#### ア 地域と農作物生産者との交流の活性化などに関する具体的方策を追加すること。

#### イ 2 「緑を活かしたまちづくり」について、地域の自然や公園などの活用や魅力の発信に関する記述の具体性を高めること。

#### ウ 5 「地域の特性を活かしたまちづくり」について、古市場スポーツ施設などを活用したスポーツ振興に関する記述を追加すること。

## 7 美浜区基本計画について

### (1) 「施策の展開」について

#### ア 1 「海辺を活かしたにぎわいのあるまちづくり」について

(ア) 区民以外の訪問者の視点にも配慮した記述を追加すること。

(イ) 海辺を活用した観光に関する具体的方策を追加すること。

#### イ 4 - (4) 「多様な人材の育成」について、地域活動の担い手として、こどもや高齢者以外の世代の視点にも配慮した記述を追加すること。

#### ウ 「美浜区の個性を高める2つの取組み」(2) 「幕張新都心の魅力の向上と活用」について

(ア) 地元と企業との相互理解や支えあいの視点からの記述を追加すること。

(イ) 幕張メッセで開催されるイベントについて、人々の交流や賑わいに

活かしていく観点から、記述を追加すること。

#### 8 中央区及び美浜区基本計画について

「施策の展開」について、地震時の地盤沈下や津波に配慮した防災の取組みに関する記述を追加すること。

#### 9 稲毛区、若葉区及び緑区基本計画について

「施策の展開」について、里山など、自然環境の活用に関する記述の具体性を高めること。